



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月4日金曜日 第1396号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	1071
指定医療機関の廃止の届出.....	1071
土地改良区の定款変更の認可.....	1071
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	1071
保安林の指定の解除（2件）.....	1071
保安林予定森林にする旨の通知.....	1072
解除予定保安林.....	1072
道路の供用開始（県道湯山高縄北条線）.....	1073
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線外）.....	1073
道路の供用開始（ " " ）.....	1073
開発行為に関する工事の完了.....	1073

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1074
農業振興地域の指定の一部改正.....	1074

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1074
-----------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
みどり歯科医院	松尾美登利	西条市飯岡3760-1	平成14.9.1
土居内科	土居万昭	東宇和郡宇和町上松葉145番地1	平成14.9.1
穴井診療所	医療法人 不老	八幡浜市穴井3番耕地401番地	平成14.6.1
川上診療所	医療法人 不老	八幡浜市川上町川名津甲325番6	平成14.6.1
ふじの内科・小児科	医療法人 藤野医院	伊予郡松前町大字浜417番地	平成14.6.1

○愛媛県告示第1606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
穴井診療所	中島俊明	八幡浜市穴井3番耕地401番地	平成14.6.1

川上診療所	中島俊明	八幡浜市川上町川名津甲325番6	平成14.6.1
藤野医院	藤野旭	伊予郡松前町大字浜417番地	平成14.6.1

○愛媛県告示第1607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町南野田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、北宇和郡吉田町大字河内地域に係る県営土地改良事業計画を変更したため、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備及び農業用道路整備事業・河内地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年10月7日から11月5日まで
- 縦覧場所
吉田町役場

○愛媛県告示第1609号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡三瓶町大字朝立字詠山8番耕地474の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1610号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字朝立字詠山 8 番耕地 486 の 3 から 8 番耕地 486 の 6 まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1611号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
温泉郡川内町大字則之内字宿野乙 925 の 1、乙 926、字サガリノ丙 477
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サガリノ丙 477（次の図に示す部分に限る。）
、字宿野乙 926
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
宇摩郡別子山村字竹ヶ市乙43
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市北梅本町乙 737 から乙 739 まで、乙 740 の 1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
北梅本町乙 737・乙 740 の 1（以上 2 筆について
次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字上家地1018、1019
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町城廻 910 の 1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1612号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市大永山字小味地162 の 6 から 162 の 8 まで・ 162 の13・ 162 の18・ 162 の20（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	北条市別府1055番2地先から 同市別府1050番2まで	平成14年10月4日

○愛媛県告示第1614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋1324番2地先から 同大字1291番3まで	旧	メートル 43~13.9	キロメートル 0.117	
			新	92~49.4	0.115	
"	立石内子線	喜多郡内子町村前2569番3から 同町村前2470番5まで	旧	48~27.0	0.228	
			新	142~46.2	0.222	

○愛媛県告示第1615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋1324番2地先から 同大字1291番3まで	平成14年10月4日
"	立石内子線	喜多郡内子町村前2569番3から 同町村前2470番5まで	"

○愛媛県告示第1616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
松局伊土検（開）第31号 平成14年9月18日	伊予市下三谷字小谷1705番6、1705番7及び1705番8	松山市市坪北一丁目3番10号 日 野 孝 洋

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年9月25日	特定非営利活動法人 共同連えひめ	白石 勇	松山市上野町甲734番地の14	この法人は、障害児・者の教育・生活・労働権の確立をめざし、障害のある人ない人の統合教育、共同事業所づくりを推し進め、あらゆる差別を克服し、真の共生社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

農業振興地域の指定（西条市）（昭和48年3月27日付け公告）の一部を次のように改正する。

平成14年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

2を次のように改める。

2 区域

西条市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾隣接地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局に備置いて縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成14年10月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,211,665
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,234
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,611

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	376,655	125,552
今治市	95,011	31,671

宇和島市	50,191	16,731
八幡浜市	26,925	8,975
新居浜市	103,531	34,511
西条市	46,952	15,651
大洲市	30,697	10,233
川之江市	30,662	10,221
伊予三島市	30,423	10,141
伊予市	24,681	8,227
北条市	23,737	7,913
東予市	27,069	9,023
宇摩郡	16,046	5,349
周桑郡	19,414	6,472
越智郡	59,789	19,930
温泉郡	32,989	10,997
上浮穴郡	13,608	4,536
伊予郡	51,642	17,214
喜多郡	25,588	8,530
西宇和郡	27,857	9,286
東宇和郡	31,572	10,524
北宇和郡	42,624	14,208
南宇和郡	24,002	8,001